

秘書官

官情報第ニ六九九號

昭和十五年七月二十六日 警視廳情報課長

昭和十五年七月廿七日接覽

記録部本部内政子係資料室

聖戰貫徹議員聯盟ノ動向ニ就テ

聖戰貫徹議員聯盟ニアリテハ本年三月二十五日院  
 内ニ於テ結成以來事業處理目的貫徹ノ為ニ八國  
 体制ノ改革必須ナリトシ種々協議檢討ヲナシ居  
 リテルガ國際國內情勢ハ極度ニ變革ヲ求メ國內  
 体制モ之レニ順應シテ急速ニ改革所行シ奉國一致  
 体制確立ヲ圖ラネバナラヌ状態トナリ之レガ促進ノ  
 為ニハ既成政黨ノ解党ハ欠クベカラザル條件ナリ  
 トシテ各派ニ呼ビ掛ケ專ラ解党促進運動ヲナシラ  
 ンアリ奏效ノ結果ハ民政黨一部分分裂トナリ、政友  
 中島派、解党ヲ待ツノミトナリ、中島派ノ解党ヲ  
 待テ本聯盟ハ一先ゾ發展的解党シテ各派模倣ナリ  
 尚本聯盟ノ解党トモニ現在既ニ解党セル各員シ以

情報部長

(分類 15.0.0-1)

テ組織セル新政治体制研究会(本部麹町区内幸町  
 ニニニ日本商會内ニ置ク)ニ全員合流シ右事務所ヲ  
 聖貫縣解党トモニ同所ニ移シ本格的ニ新体制確  
 立ノ為、準備研究ヲナシ之レガ促進ニ資スルモノト思  
 料セラル  
 追而其ノ時期ハ来月上旬ノ見込

S 1.5.0.0-1 516 2556

S 1.5.0.0-1 515 2555

秘書官

官情報第二七〇〇號

昭和十五年七月二十六日 警視廳情報課長

昭和十五年七月廿七日接受

民政黨緊急代議士會開催ニ関スル件

情報部長

民政黨ニテハ本日午後二時三十分ヨリ本部ニ於テ緊急代議士會ヲ開キタルガ出席者ハ百十餘名ニシテ西田郁平會長席ニツキ先ツ櫻井幹事長ヨリ去ルニ十一日有志代議士ヨリノ總裁演説ニ對スル質義問題及ビ田谷文等ニ関スル一切ノ経過ヲ報告シ既虎屋ハ未ダ受理シ居ラサルモ永井氏ヨリ昨日午前十時本部ニ於テ會見シ度シトノ申出アリタリ虎屋ノ不祥事ヲ見ルニ至レルコトニ對シ深ク責任ヲ痛感スルトノ旨ヲ述ベ是ニ對シ一宮房治郎、木槍三四郎、土屋清三郎、塚本三、田村秀吉、真鍋儀十、小泉純也、森田重次郎、仲井間宗吉、勝田永吉、村上紋四郎、福田潤次郎等ヨリ質義及ビ意見ノ開陳アリ

517 2557

S 1.5.0.0-1

之レニ對シ櫻井幹事長ヨリ既虎屋者ノ數ハ未ダ判明セズ既ニ既虎屋者ト傳ヘラレタル西田副會長が會長席ニアル如ク幾分行違ヒノ數アル如クナルヲ以テ吾黨ハ有志代議士會ノ一部宣言ニ表ハレタリト言フガ如ク功利的打算的ノ考ヘ方ハ虎屋未モ有ル筈ナシ既虎屋諸氏ト共ニ十有幾年事ヲ共ニセル時又愛國ノ性格ハ今尚ホ同ジナリ總務會ノ議ヲ經タル虎屋ノ重大方針ヲ表ハ非常ノ場合ニ於ケル非常ノ處置ナリ吾黨ガ此ノ態度ニ行ク事ガ虎屋ノ總意ニシテ國家ノ為ニ最善ノ行キ方ナリト信スト述ベ支部長會議召集ノ提議ニ對シテハ大塚主任總務ヨリ其ノ採ナル方針ヲ執リタルト述ベ尚最後ニ近衛公ニ會見セル極内幸雄、小川郷太郎、西顧問ニ對シ質義アリタルニ對シ西顧問ヨリ大体同一見解ニ基ク所見ヲ述ベ一同ハ深ク諒解スル處アリ最後ニ一紙定吉ヨリ今日ノ代議士會ハ三時間ニ亘リタルが一同深ク理解

S 1.5.0.0-1 518 2558

ナス所アリ又安心ヲ其ハラレタリ此實際シ全國  
 支部ニ黨員ニ徹夜スルマウ計ラハレタレ此ノ  
 空氣ノ中ニ於テ自分ハ特ニ吾ガ党ノ萬歳ヲ三唱  
 スヅク提議ス  
 ト述べ俵顧問弁聲ノ下ニ萬歳ヲ三唱シ午後五  
 時三十分散會セリ。

S 1.5.0.0-1 519 2559



秘書官

昭和五年七月廿七日接覽

官情報第ニ七〇一號  
昭和十五年七月二十六日 警視廳情報課長

永井柳太郎ノ晚党提出ニ関スル件

情報部長

新體制運動促進ノ為メ民政党永井柳太郎以下四十名ハ昨夜東京會館ニ於ケル最後ノ有志代議士會ニ於テ晚党ヲ決行シタルガ右ニ付又永井柳太郎ハ本日午後一時半迄ニ南樓野ノ私邸ニ町田總裁ヲ訪問シ新體制運動ニ関スル所見ヲ異ニシタル結果今回晚党ナスニ至レル経緯ヲ報告、多年ノ親交ヲ謝シテ辭去シ引續々本郷区上富士前ノ邸ニ若槻前總裁ヲ訪問シ同様報告ヲシタルガ明ニ十七日午前十時本部ニ櫻井幹事長ヲ訪問辭表ヲ手交ナスコトナレリ

S 1.5.0.0-1 520 2560

官情報第2698号

昭和十五年七月二十六日 警視廳情報課長

昭和十五年七月廿七日接受

新政治体制研究会特別委員会開催ノ件

情報部長

新体制研究会ニアリテハ本日午後一時ヨリ聖職員  
徹議員聯盟事務所ニ於テ特別委員会ヲ開催  
出席者

出席者

生田和平 原 玉重 小池四郎 西村義生

亀井貫一郎 小山 亮 赤松克麿 道家齊一郎

津崎尚武 南 昇三

等ニシテ

赤松克麿ヨリ

一 自己ノ草案ニ係ル「新体制」本質ト題スル近衛

公ノ唱導セル新政治体制確立ノ基本要項案文

ヲ説明

如案文ニ就テ各自忌憚ナク意見ノ交換アリ

種々検討シ為シ大綱ニ於テ右案ニ依ル事ト決

シタルニ用語其他ニツク多少ノ修正ヲ必要トスル

矣アルニ付之レシ草案者赤松克麿ニ一任

二 社会状況緊迫セルニ付毎日午前十一時ニ同所ニ

集合情報ノ交換ヲ行フコト

三 来ル三十日午後六時ヨリ東京會館ニ於テ新政

治体制研究会主催ニ依リ民政党脱党組、近久原

派ヲ招キ懇談會ヲ開催スル事

シ決定同三時散會セリ

因ニ新体制ノ本質ト題スル案文ハ速カニ總會ニ諮

決定ノ上不日近衛公ニ進言スルコト、レ

尚中島派ノ解党ヲ待ツテ之レヲ引ク入レ各派一丸

トシテ強カナルエトナスト同時ニ聖職員聯ヲ解消

レ研究会事ヲ聖職員事務所ニ移転スル意向ノ

如シ

S 1.5.0.0-1

522

2562

S 1.5.0.0-1

2561

521

905

照合票

畧合第一六九四號

昭和十五年八月一日

發信者 松岡大臣

受信者 普通情報通

件名

基本國策發表

原書ハ左記ニ在リ

記

A門/類0項0目6號

記録  
件名

S 1.5.0.0-1 523 2563

REEL No. A-0501

0299

アジア歴史資料センター

B.5.0.0./

秘

内閣閣甲第二四〇號屬

昭和十五年八月二日

内閣書記官長 富田健治

外務大臣 松岡洋右 殿

基本國策要綱及之ニ基ク具體問題處理要綱別紙ノ通閣議決定相成候  
條右ニ依リ速ニ適當措置相成度依命此段及通牒候

文書部

代

外務省

(日本標準規格B5)

昭和一五七二六  
閣議決定

世界ハ今ヤ歴史的一大轉機ニ際會シ數個ノ國家群ノ生成發展ヲ基調  
トスル新ナル政治經濟文化ノ創成ヲ見ントシ、皇國亦有史以來ノ大  
試練ニ直面ス、コノ秋ニ當リ眞ニ肇國ノ大精神ニ基ク皇國ノ國是ヲ  
完遂セントセハ右世界史的發展ノ必然的動向ヲ把握シテ庶政百般ニ  
亘リ速ニ根本的刷新ヲ加ヘ萬難ヲ排シテ國防國家體制ノ完成ニ邁進  
スルコトヲ以テ刻下喫緊ノ要務トス、依ツテ基本國策ノ大綱ヲ策定  
スルコト左ノ如シ

基本國策要綱

一 根本方針

外務省

(日本標準規格B5)

皇國ノ國是ハ八紘ヲ一字トスル肇國ノ大精神ニ基キ世界平和ノ確立ヲ招來スルコトヲ以テ根本トシ先ツ皇國ヲ核心トシ日滿支ノ強固ナル結合ヲ根幹トスル大東亞ノ新秩序ヲ建設スルニ在リ  
之カ爲皇國自ラ速ニ新事態ニ即應スル不拔ノ國家態勢ヲ確立シ國家ノ總力ヲ擧ケテ右國是ノ具現ニ邁進ス

ニ 國防及外交

皇國內外ノ新情勢ニ鑑ミ國家總力發揮ノ國防國家體制ヲ基底トシ國是遂行ニ遺憾ナキ軍備ヲ充實ス  
皇國現下ノ外交ハ大東亞ノ新秩序建設ヲ根幹トシ先ツ其ノ重心ヲ支那事變ノ完遂ニ置キ國際的大變局ヲ遠觀シ建設的ニシテ且ツ彈力性ニ富ム施策ヲ講シ以テ皇國國運ノ進展ヲ期ス

外務省

(日本標準規格B5)

ニ 國內態勢ノ刷新

我國內政ノ急務ハ國體ノ本義ニ基キ庶政ヲ一新シ國防國家體制ノ基礎ヲ確立スルニ在リ之カ爲左記諸件ノ實現ヲ期ス

1、國體ノ本義ニ透徹スル教學ノ刷新ト相俟テ自我功利ノ思想ヲ排シ國家奉仕ノ觀念ヲ第一義トスル國民道德ヲ確立ス尙科學的精神ノ振興ヲ期ス

2、強力ナル新政治體制ヲ確立シ國政ノ綜合的統一ヲ圖ル

イ、官民協力一致各々其ノ職域ニ應シ國家ニ奉公スルコトヲ基調トスル新國民組織ノ確立

ロ、新政治體制ニ即應シ得ヘキ議會制度ノ改革

ハ、行政ノ運用ニ根本的刷新ヲ加ヘ其ノ統一ト敏活トヲ目標ト

外務省

(日本標準規格B5)



スル官場新態勢ノ確立

3、皇國ヲ中心トスル日滿支三國經濟ノ自主的建設ヲ基調トシ國防經濟ノ根基ヲ確立ス

イ、日滿支ヲ一環トシ大東亞ヲ包容スル皇國ノ自給自足經濟政策ノ確立

ロ、官民協力ニヨル計畫經濟ノ遂行特ニ主要物資ノ生産、配給、消費ヲ貫ク一元的統制機構ノ整備

ハ、綜合經濟力ノ發展ヲ目標トスル財政計畫ノ確立並ニ金融統制ノ強化

ニ、世界新情勢ニ對應スル貿易政策ノ刷新

ホ、國民生活必需物資特ニ主要食糧ノ自給方策ノ確立

外務省

(日本標準規格B5)

ヘ、重要産業特ニ重、化學工業及機械工業ノ劃期的發展ト、科學ノ劃期的振興並ニ生産ノ合理化

チ、内外ノ新情勢ニ對應スル交通運輸施設ノ整備擴充

リ、日滿支ヲ通スル綜合國力ノ發展ヲ目標トスル國土開發計畫ノ確立

4、國是遂行ノ原動力タル國民ノ資質、體力ノ向上並ニ人口増加ニ關スル恒久的方策特ニ農業及農家ノ安定發展ニ關スル根本方策ヲ樹立ス

5、國策ノ遂行ニ伴フ國民犧牲ノ不均衡ノ是正ヲ斷行シ厚生の諸施策ノ徹底ヲ期スルト共ニ國民生活ヲ刷新シ眞ニ忍苦十年時難克服ニ適應スル質實剛健ナル國民生活ノ水準ヲ確保ス

外務省

(日本標準規格B5)

基本國策要綱ニ基ク具體問題處理要綱

昭和十五、八、一  
閣議決定

要目	分擔箇所	
	起案	應主タル協議官廳
一、國民道德ノ確立	企、文	内
二、新政治體制ノ確立		
○イ、新國民組織ノ樹立	内	閣企、内
○ロ、議會制度ノ改革	法局、内	企、司
○ハ、官場新體制ノ樹立	法局	閣企、内
○ニ、輿論指導方策ノ確立	内	企、内、外
○ホ、總力戰研究所ノ設立	企	陸、海、法
三、新經濟體制ノ確立		
イ、日滿支ヲ根幹トスル大東亞經濟圈建設方針ノ確立	企	陸、海、對滿、興亞、商、選、大、農、外、拓

○ロ、官民協力ニ依ル計畫經濟機構ノ確立	企	大、内、農、商、選
○ハ、重要物資ノ一元的統制機構ノ整備	商、農	企、選
ニ、新財政政策ノ樹立	企、大	
ホ、金融統制強化策ノ確立	企、大	
ヘ、新貿易政策ノ確立	企、商、外	大、農
○ト、國民生活必需物資自給方策ノ確立	企、農	農、商、厚
チ、重化學工業及機械工業確立方策ノ樹立	企、商	陸、海
リ、交通運輸施設ノ整備擴充策ノ確立	企、選	鐵道、海、内
ヌ、新勞働體制樹立策ノ確立	企、厚	内、商、農

ル、中小商工業者対策ノ確立	企、商、農厚、内
新科學體制ノ確立	
○イ、綜合的科學研究機關整備対策ノ確立	企、厚、農、拓、内、陸、海、商、文、農、
ロ、技術ノ國家管理政策ノ確立	企、厚、同、右
ニ、人口政策ノ確立	企、厚、農、拓、内、陸、海、農、商
ハ、農業及農家ノ安定	企、厚、農、拓、内
ニ、新國民生活體制ノ確立	企、厚、内、農、商

備考

- 一 起案應ハ八月末日迄ニ概略案ヲ作成シ關係廳ニ協議ス
- 二 ○印ハ特ニ急速ニ立案ヲ要スルモノトス
- 三 拓務省ハ外地トノ關係ニ於テ必要事項ニ付協議ヲウクルモノトス



905

電信課長



大臣 次官

機密 官

東亞 歐洲 米商 通商 條約 情報 文書 調查 儀典 文書 會計 會社 秘書官

寫送先

昭和15 二二七三九 平 本省 八月四日前着

松岡外務大臣

特情

若杉總領事

情

特情 紐育第七五號  
過般ノ我カ政府ノ基本政策闡明ニ對シ三日附「ニューヨーク、タイ  
ムス」紙ハ「日本ノ新政府」ト題スル社説ヲ掲載近衛政府今回ノ聲  
明ハ内治、外交ニ於テ大刷新ヲ企圖シタ極メテ重大ナ意義ヲ有スル  
モノテアルト左ノ如ク論シテキル  
近衛政府聲明ハ極メテ重大ナ意義ヲ持ツモノテアル外交方面テハ大  
東亞建設ヲ目的トシ滿支ノミナラス佛印及蘭印迄之ニ含メテキルカ  
日本ノ計畫ハ今直チニ佛蘭印ニ軍事行動ヲ起スト云フノテハナク將  
來ノ情勢變化ヲ見ルト云フニアル而シテ獨伊樞軸トノ正式接近論ノ

老練内侍參

外務省

S 1.5.0.0-1 2564 524

905

2

見エナイ理由ハ或ヒハ歐洲戰爭ノ結果ニ見透シカツカス且米國內ノ  
聯合國側同情者ノ對日反感ヲ之以上惡化セシメサラントスル希望ノ  
爲タラウ

外交ニ於ケルト同様内政問題ニ關シテモ新政府ハ斷乎タル措置ニ出  
テントシ全ク獨裁國の傾向ヲ帶ヒ教學ノ刷新ト國家奉仕ノ觀念強化  
ヲ含ンテキル經濟方面テハ中央統制強化ヲ計リ一元的統制經濟ニ向  
ハントシテキル日本ノ行政機構殊ニ地方行政ハ極メテ憂慮スヘキ重  
大化ヲ示シテヨリ何等カノ有效適切ナル手段カ講セラレラウ然  
ルニ既ニ低下セル生活標準ヲ更ニ一層犠牲ニ供スル事ナクシテ如何  
ニシテ軍需品製造能力擴張ヲ行ヒ得ルカ我々ノ疑問トスルトコロタ

(了)

S 1.5.0.0-1 2565 525

外務省

本館内政系

昭和15 二四五二九 平 本省 八月十一日後着 情

松岡外務大臣

小林局長代理兼總領事

特情 壽府第二三號

特情

十日ノ「ラ、スイス」紙ハ「全體主義國日本」ト題スル社説ヲ掲ケ  
國際情勢ハ日本ノ極東經濟圈確立ヲ有利ナル方向ニ導キツツアルコ  
トヲ指摘シ之ト共ニ國內ノ強力政治ヲ確保セントスル近衛公ノ新體  
制運動ハ正ニ成立セントシ日本ハ全體主義國家トシテ邁進セントシ  
テ居ル旨左ノ如ク述ヘテ居ル

佛蘭西ノ屈服後獨軍ノ英本土攻撃ノ脅威ハ極東情勢ヲ一轉セシメタ  
英國ノ第一線勢力ハ英本土防衛ニ集中サレテ居リ一方米國ハ米洲ノ  
領土保全ニ專念シテ居ル此ノ際テアルカラ兩國トモ新秩序樹立ニ反

外務省

S 1.5.0.0-1 526 2566

對スル爲遠隔ノ極東ニマテ派兵スル等トハ到底考ヘラレナイ從テ日  
本ハ現在佛印、蘭印ヲ始メ南洋ヲマテ包含スル極東經濟圈建設ノ實  
現ニ特別有利ナル状態ニ在ルワケタ極東ニ於ケル日本ノ勢力ノ伸張  
ハ日本國內ニ於ケル如何ナル政治的逡巡ヲモ許サナイ決斷的行動ニ  
ツキ明確ナル概念ヲ確立スル爲顯著ナル努力ヲ必要トスルモノデア  
ル此ノ故ニ行動ノ人タル近衛公カ出馬シ政黨政治ニ代フルニ全體主  
義政治ヲ以テシ全體的政治活動ノ責任性ヲ確保スル單一政黨ヲ設立  
セントシテ居ルノテアル歴史的传统ヲ有スル舊來ノ政黨ハ其ノ解黨  
ヲ聲明シ近衛公ノ事業ニ協力セントシテ居ルカ斯クシテ今ヤ新體制  
成立ノ道ハ開ケテ居ル(了)

外務省

S 1.5.0.0-1 2567 527

編輯所  
局長

馬

昭和16 二四八七四 平 倫敦 八月十四日後發  
本省 十五日前着

松岡外務大臣

重光大使

第一三九九號

情報

新聞報(十四日)

一、總數五百ニ上ル獨機ハ十三日三回ニ亘リ「サザンブトン」  
「ケン」海岸及「チームス」河口方面ニ來襲飛行場ニ多少ノ損害ヲ與  
ヘ「サザンブトン」ニテハ火災ヲ起セルカ獨機ノ損失七十八機英  
側損失十三機ト發表セラル同日英側ハ「ジツトランド」ヨリ「ビ  
スケー」灣ニ至ル獨機飛行基地ヲ爆撃セリ  
二、東南海岸二箇所ニ原因不明ノ爆發事件アリ獨逸長距離砲ニ依ル砲  
撃ト疑ハレ取調ヘ中ナリ  
三、「ウツド」藏相ハ新聞雜誌及書籍類ニ對スル販賣稅賦課ヲ見合ス

(日本標準規格B5) S. 1.5.0.0-1 528 2568

外務省

ヘキ旨下院ニテ言明シ一般ノ好感ヲ以テ迎ヘラル  
四、「タイムス」ハ伊藤情報局長任命ハ政府ノ對外親善増進ノ意嚮ヲ  
反映スルモノナリトノ東京特電ヲ掲ク  
五、赤軍内ノ政治員廢止ハ「スターリン」カ赤軍ニ對スル信頼ヲ増大  
セル證左ナリトセラル(「タイムス」外交記者)  
六、先々週(八月四日迄)中ノ商船被害高英及聯合國分六一三五六噸  
中立國分一三七六八噸ト發表セラル(了)

(日本標準規格B6) S. 1.5.0.0-1 2569 529

外務省

905

電信課長

大臣

次官

東亞 歐亞 米洲 通商 條約 情報 文化 調查 儀典 文書 會計 會社 秘書官

寫送先

松岡外務大臣

第一二〇三號

二十八日ノ「ツールド」ハ評論ニ於テ

日本軍部ハ新政治體制ニ依リテ軍部獨裁ヲ確立セント欲シタルモ種々ノ政治的困難アリタルヲ以テ先ツ政黨ヲ解散セシメテ其ノ障礙ヲ除去シテ外交官ニ大移動ヲ行ヒ軍部支持者ヲ重用シテ穩健派ノ勢力驅逐ヲ計リ居レルカ右ニ次イテ其ノ他ノ官廳ニ於テモ移動行ハルヘク斯クシテ軍部ハ支那事變ヲ遂行スルト共ニ同時ニ南方發展實行ノ素地ヲ作りツツアリト述ヘ居レリ(了)

昭和15 二六四九八 略 莫斯科 八月二十九日後發 歐情 本省 三十日前着 東郷大使

外務省

S 1.5.0.0-1 2570 530

905

電信課長

大臣

次官

東亞 歐亞 米洲 通商 條約 情報 文化 調查 儀典 文書 會計 會社 秘書官

寫送先

松岡外務大臣

特情「ブタベスト」第三號

特情

「ハンガリー」ノ半官紙「ベスタロイド」紙ハ二十九日附朝刊紙上ニ「新シキ地ヲ歩ム日本」ト題シ近衛首相ノ新體制準備會ノ招集ニヨル新發足ト今後日本ノ國際關係ニツキ左ノ如キ論說ヲ掲ケテ居ル  
近衛公ノ聲明ニ依リ日本ハ新體制ニ入ルコトトナツタカ、コノ結果日本ハ全力ヲ擧ケテ世界新秩序建設ニ邁進スルテアラウ、併シ乍ラ日本ハ東亞ノ特殊情勢ニ制約セラレテ居ル爲支那事變ヲ終了スル迄日本ノ軍事行動ハ他ニ及ハヌモノト思ハレル、茲ニ獨伊ニ

井上公使

昭和15 二六五四八 平 本省 八月三十日後着 情

外務省

S 1.5.0.0-1 2571 531

分類 15.0.0.1

905  
次官  
記  
録  
簿

秘書官

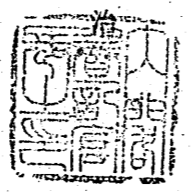
内閣閣甲第二七六號

昭和十五年八月三十日

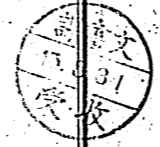
内閣書記官長 富田 健

外務次官心得大橋 忠一 敬

別紙本月二十八日新體制準備會ニ於ケル近衛内閣總理大臣聲明及送付候



記録件名 本邦内政要案関係



内閣

B5 タイプライター用紙 S 1.5.0.0-1 2573 533

905

2

トツテ重要ナ點ガニツアル  
第一ハ世界新秩序建設ノタメ日本ヲ協力者トシテ數ニ入レ得ルコ  
第二ニハ英國ノ現状維持ト關係深イ米國カ日本ヲ強力ナ敵トスル  
ニ至ツタコトテアル而モ米ハソノ實力ヨリシテ日本ト戰フヤウナ  
事ハアリ得ナイノテアル

外務省

S 1.5.0.0-1 2572 532





今や我が國は世界的大動亂の渦中に於て、東亞新秩序の建設といふ未曾有の大事業に邁進しつつある。この秋に當り世界情勢に即應しつつ能く支那事變の處理を完遂すると共に、進んで世界新秩序の建設に指導的役割を果す爲には、國家國民の總力を最高度に發揮してこの大事業に集中し、如何なる事態が発生するとも独自の立場に於て迅速果敢且有効適切に之に對處し得るやう、高度國防國家の體制を整へねばならぬ。而して高度國防國家の基礎は強力なる國內體制にあるのであつて、こゝに政治、經濟、教育、文化等あらゆる國家國民生活の領域に於ける新體制確立の要請があるのである。

この要請は一内閣一黨派一個人の要請を遙に超えたる國家的要請で

あり、又何等が特定の政策の爲にのみ必要とされる一時的なる要請でも無く必要に應じて如何なる政策をも強力に遂行し得る爲の恒常的な要請である。今我が國が、かくの如き強力なる國內新體制を確立し得るや否やは、正に國運興隆の成否を決定するものといはねばならぬ。

かゝる新體制に含まるゝものとしては、先づ、統帥と國務との調和、政府部内の統合及能率の強化、議會翼贊體制の確立等が擧げられねばならぬ。之等の事項については、政府の立場に於ても銳意その實現を期しつつある。併しながら更に重要なるは之等の基底を爲す萬民翼贊の所謂國民組織の確立であつて、こゝに準備會を招請し協議協力を求めんとするもの、正にこの問題についてある。

この國民組織の目標は、國家國民の總力を集結し、一億同胞をして

S 1.5.0.0-1 535 2575

S 1.5.0.0-1 5342574

生きた一體として等しく大政興賢の臣道を完うせしむるにある。かゝる目標を達成するには、全國民がその日常生活の職場々々に於て眞實の實を擧げ得るやうにせねばならぬのである。思ふに從來の如く國民の大多數が、三年か四年に一度の投票により選舉に参加するのみを以て、政治と關係する唯一の機會とするが如き状態にあつては、國民全部が國家の運命に熱烈なる關心を持ち得なかつたのも寧ろ當然といふべきであらう。

國民組織は國民が日常生活に於て國家に奉公する組織なるが故に、それは經濟及文化の各領域に亘つて樹立されねばならぬ。即ち經濟に於ても文化に於ても、あらゆる部門がそれぞれに組織化され、更に各種の組織を横に結んで統合するところの全國的なる組織が作られねば

ならぬ。今日經濟文化兩方面に於て、政策を樹立する當局者が國民の實際活動について眞の理解を有せず、又國民の側に於ても國家の政策決定に無關心であり、かくて取締るものと取締られるものとが對立的關係に置かるゝ如き傾向あるは、正しく萬民翼贊の實を擧ぐべき組織なき處より生まるゝ缺陷である。かく考ふる時、いふ所の國民組織の眼目が奈邊にあるかは自ら明白である。即ちそれは國民をして國家の經濟及文化政策の樹立に内面より參與せしむるものであり、同時にその樹立されたる政策をあらゆる國民生活の末梢に至るまで行渡らせるものなのである。かゝる組織の下に於て始めて、下意上達、上意下達、國民の總力が政治の上に集結されるのである。

以上の如き國民組織が完成される爲には一つの國民運動が必要であ

S 1.5.0.0-1

537 2577

S 1.5.0.0-1

536 2576

る。元來かくの如き國民運動は國民の間から自發的に盛り上つて來るべきであつて、政府がこの種の運動を企畫指導し、又は之を行政機構化するとは國民の自發的總力の發揮を妨ぐるの虞があるのである。併しながら現下の情勢はかゝる運動の自然發生的展開にのみ期待するを許さず、且又下からの運動は動もすれば分派的抗争に陥り眞實の國民運動となり得ぬ虞がある。茲に於て政府も亦この運動に對して當然積極的に之を育成指導する必要があるのである。

かく觀じ來れば國民組織の運動は實に官民協同の國家的事業であり、全國的な國民發奮運動に外ならぬのである。而してそれは單に狭き意味に於ける精神運動ではなく、實に政治理想と政治意識の高揚を目的とするものである。之が爲には廣く朝野有名無名の人材を登用して

運動の中核體を組織し、そこに強力なる政治力と實踐力を結集せしむることがこの運動に不可欠の要件となるのである。

かくの如くこの運動は高度の政治性を有するものではあるが、それは斷じて所謂政黨運動では無い。政黨は抑、個別的分化的なる部分の利益、立場を代表することをその本質の中に藏してゐる。勿論部分なき全體はないのであるから政黨がその中に部分的要素を持つといふことのみを以て之を非難するは必ずしも當らぬ。殊に經濟活動の基礎が自由主義の原理にあつた時代に於ては、かゝる政黨の存立もその意味があつたのであつて、我が國に於ても政黨が藩閥官僚勢力に對し民意を伸張したことは之を認めねばならぬ。併しながら同時に政黨の過去に於ける行動が動もすれば、我が議會協賛の本然の姿から逸脱する憾

みの少くなかつたことも亦之を否定すべくもない。

國民組織の運動はかゝる自由主義を前提とする分立的政黨政治を超越せんとする運動であつて、その本質はあくまで舉國的、全體的、公的なるものである。それは國民總力の集結一元化を促進することを目的とするものであり、従つて、その活動分野は國民の全生活領域に及ぶものである。國民組織運動はその故に、假りに民間運動として始められた場合に於ても、既に本質上は、從來の概念に於ける政黨運動ではない。むしろ政黨も政派も、經濟團體も文化團體も、凡てを包括して公益優先の精神に歸一せしめんとする超政黨の國民運動たるべきものである。況や此の運動が政府の立場に於て爲さるゝ場合には、それは如何なる意味に於ても政黨運動ではあり得ない。苟も廟堂に立つて

S 1.5.0.0-1 541 2580

輔弼の重責に任ずる者は、あくまで全體の立場に立つものであつて、自ら部分的對立的抗争性をその本質の中に含む政黨運動に従事することは許されぬものと考ふるのである。

國民組織、特に政府に依つて爲さるゝ國民組織の運動が、政黨運動の形を取るべきものでないこと上述の如くであるが、さればと言つて所謂一國一黨の形をとることも亦到底許されぬ。何となれば一國一黨は一つの「部分」を以て直ちに「全體」となし、國家と黨を同一視し、「黨」に反對するものを以て國家に對する叛逆と斷じ、「黨」の権力的地位を恒久化し、黨首を以て恒久的なる権力の把持者となすことを意味するからである。かゝる形態が他國に於て如何に優秀なる實績を示したりとはいへ、その形態を直ちに日本に於て認むることは、一君

S 1.5.0.0-1 541 2581

萬民の我が國體の本義を養ふものと謂ふべきである。我が國に於ては萬民齊しく翼贊の責に任ずるのであつて、一人若くは一黨が權力によつて翼贊を獨占することは絶対に許されぬ。萬一翼贊の意思に於て異なるものありとすれば、それこそ聖斷に仰ぐべきであり、一度ひ聖斷の下されたるときは凡ての臣僚が「承詔必謹」の大義に歸一することが日本政治の眞の姿でなければならぬ。

要之新なる國民組織は、國民があらゆる部門に於て大政翼贊の誠を致さんとする國家的且恒常的なる組織である。素より之が完成は至難の事に屬するとはいへ、而も政府は之を以て時艱を克服するに最善の途なりと信ずる。本年二月十一日には長くも大詔を渙發せられ非常の世局に際し我々臣民の處すべき道を明かにし給ふたのであるが、政

府は茲に 聖旨を奉戴し、挺身してかゝる國民翼贊運動の先頭に起ち、現下我が國の直面する大試練を突破して、以て皇運扶翼の重責を完了せんとするものである。

新體制準備會は軍、官、民各方面の權威者に參集を請ひ、かくの如き國民組織の一般的構成、國民運動の中核體の組織、それと現存諸團體との調整、國家機構との連繫等につき協議協力を乞はんとするものである。

S 1.5.0.0-1 543 2583

S 1.5.0.0-1 542 2582

905

2

ヲ有スルト考ヘラレテキルカ最近數年ニ於ケル眞ノ困難ハ政治ソ  
 レカ時局ニ即應シ得ナイコトテハナク寧ロ陸軍カ支配的勢力ヲ恣  
 ニシテキルコトテアル近衛公ソノ他如何ナル政治家モ日本ニ於テ  
 ハ未タコノ牡牛ノ角ヲシツカリ押ヘ着ケル用意カ出來テキサウモ  
 ナイ(了)

外務省

S 1.5.0.0-1

2585 545

905

電信課長

大臣

次官

俄官

東亞 歐洲 米商 通商 條約 情報 文化 調查 儀典 文書 會計 祕書官

分類 5.0.0.1

寫送先

老

外務省

昭和15 二六六五五 平 本省 八月三十一日後着 情  
 松岡外務大臣  
 堀内大使  
 特情 華府第三三號 ○ **特情**  
 三十日ノ「ワシントン、ポスト」紙ハ「近衛公ノ新體制準備委員  
 會」ト題スル社説ヲ掲載日本政府カ新政治機構樹立ニ乗出シタ眞  
 ノ原因ハ支那事變ヲ解決シ得サル點ニアリ而シテコレカタメニハ  
 軍部ニ對シ斷乎タル處置ヲ採ル必要アル旨左ノ如ク論シテキル  
 日本政治機構ノ根本的改造要求ノ背後ニ祕メラレテキル眞ノ原因  
 ハ支那事變ヲ解決シ得ナカッタ點ニアル如何ナル種類ノ新國民組  
 織カ出現スルカハ豫測シ得ナイカソレガ如何ナル形式ヲトルニセ  
 ヲ恐ラク大シタ相違ハアルマイ一般ニ舊政治體制ハ機構上ノ缺陷

S 1.5.0.0-1

544 2584

905

電信課長

大臣

次官

次官

東亞 歐亞 米洲 通商 條約 情報 文書 調查 儀典 文書 會計 秘書官

寫送先

分類 9.0.0.1

昭和15 二六七四四 平 伯林 八月三十一日後發 本省 九月 一日前着 情  
松岡外務大臣 來栖大使

第一一四五號  
新體制ニ關スル近衛總理ノ聲明ハ二十八日來ノ當國新聞紙上注意ヲ惹キ居ル處三十日「フランクフルト・アイツング」ハ從來日本ノ外交政策カ餘リニ逡巡且不徹底ニシテ總ユル機會ヲ充分利用セサリシコトヲ感スル者ハ日本ノ政黨軍部官僚實業界及輿論カ長年ニ亘リ互ニ爭鬪ヲ續ケ來レルコト如何ニ危險ナル弱點タリシカヲ想起セサルヘカラススル國內相剋ノ弱點ハ原料不足財政難等ヨリモ遙ニ問題タリシナリ歐洲ニ於テモ之ニ類似シタル事態ヲ認識

外務省

S 1.5.0.0-1 2586 546

905

2

シ偉大ナル人物ヲ先頭ニ革命的國民運動ニ依リ其ノ事態ヲ克服セル國アリ日本ハ之ト同様ノ目的ヲ異リタル方法ニ依リ達成セントスルモノノ如シ近衛公ハ其ノ聲明ニ於テ日本ノ事情ハ獨逸等トハ異ルモノナリ從テ單ナル模倣ハ極メテ危險ニシテ全體主義的の原則ノ如キ其ノ儘ニハ受ケ容レ得サルコトヲ明カニセリ同公ハ神トシテ仰カレル 陛下ヨリノ受任者トシテ政治ヲ擔當スルモノニシテ新日本建設ハ一ニ 陛下ノ御意思ニ從フモノニシテ政黨國民運動等ノ力ニ依ルモノニアラス即チ日本ノ革新ハ上ヨリ來ルモノナリ獨逸ハ下ヨリノ動ニ依リ革新ヲ達成シタルカ日本ハ強大ナル國家權力自ラ其ノ任ニ當ラントス日本ノ爲サントスル所日本國民ニ有スル神祕的力ハ歐洲人ノ密ニ敬意ヲ拂フ所ナリ日本ノ極東政策轉換ハ國

外務省

S 1.5.0.0-1 2587 547

3

内多年ノ論議抗争ノ結果生シタルモノナルカ新人カ果シテ新國家ヲ建設スルニ足ル偉大ナル力ヲ有スルヤ否ヤハ日本國民及全世界ニ取り極メテ重大ナル問題ニシテ近衛公カ此ノ任務ヲ認識シ居ルハ確實ナリ前回首相タリシ當時既ニ英國流「デモクラシー」ノ舊套ヲ脱シ漸次政黨ヲ退ケタルモ結局ニ於テ事成功ニ至ラザリシカ今回ハ遂ニ好機會ニ直面ス何トナレハ徐ノ反對派ニ大ナル力ヲ與ヘタル英國勢力ハ今ヤ終局的ニ壊滅セントシツツアレハナリ他方強力ナル外交政策ノ指導ヲ求メントスル要求愈強ク日本ノ革新運動カ國內ニ於テ最近數箇月ニ於ケルカ如ク勃興シタルヨトハナカリシ所ナリ左リ乍ラ今日開拓セラレタル國家意識カ全ク新シキ萌芽ヲ發生シ得ルヤ否ヤハ數年ノ後ヲ俟ツテ知ルヘント論シ「ドイツ

外務省

S 1.5.0.0-1 2588 548

4

チエアルゲマイネ、ツアイツング」ハ日本政界ニハ世界政局ノ推移ニ鑑ミ獨伊ヘノ接近強化ヲ主張スル勢力再ヒ抬頭シ來レルカ近衛公カ白鳥大使ヲ外交顧問ニ任命セルハ獨伊樞軸トノ親善關係ノ不變ヲ保障スルモノニシテ日本カ他國ノ例ヲ模倣セス獨自ノ立場ニ於テ其ノ政治形式ヲ創設セントスルハ「ナシヨナル、ソシヤアリズム」ノ考ヘ方ニ合致スル云々ト論シタリ

伊、蘇、米、壽府ヘ轉電セリ

壽府ヨリ英ヘ轉電アリタシ

外務省

S 1.5.0.0-1 2589 549



寫送先

東亞 歐亞 米洲 通商 條約 情報 文書 調查 儀典 文書 會計 秘書官

905 電信課長

大臣 次官

分類 15.0.0.1

外務省

昭和15 二八六九五 平 伯林 九月十九日後發 情  
 本省 二十日前着

松岡外務大臣  
 第一二三三號

十九日當地各紙ハ十八日東京發DNB通信トシテ十七日ノ近衛聲明ノ要點竝本邦各新聞ハ右聲明ヲ頗ル重要視シ居ル旨ヲ餘リ目立タサル箇所ニ掲ケタル外特ニ論評シ居ルモノナシ(了)

本邦内政系何性為

S 1.5.0.0-1 2591 551

寫送先

東亞 歐亞 米洲 通商 條約 情報 文書 調查 儀典 文書 會計 秘書官

905 電信課長

大臣 次官

分類 15.0.0.1

外務省

昭和15 二七五二九 略 莫斯科 九月七日後發 情  
 本省 八日夜着

松岡外務大臣  
 第一二三三號

七日「ブラウダ」ハ日本新政治體制ニ關シ更ニ評論(「ゲルリ」)ヲ掲ケ

軍部ハ新體制ノ名ノ下ニ政黨解消、産業統制、在外使臣更迭等ニ依リ政治、經濟、行政各方面ニ其ノ欲スル所ヲ強制セントシ居ル

モ國民ノ不平ハ勿論支配階級間ノ鬭争ヲ解消シ得ス現ニ財界ノ反對強ク新體制陣營ニハ安井、富田派ト風見、有馬派トノ對立アリ

組織委員會内ニ於テモ意見一致シ居ラス等ト述ヘ居レリ(了)

本邦内政系何性為

S 1.5.0.0-1 2590 550

分類 15.0.0.1

905

大臣

経管官



新體制並重要農政ニ關シ陳情

九月十七日日本聯合會臨時總會ヲ開催シ新體制並重要農政ニ關シ別冊ノ  
通り決議致シ候ニ就テハ農村事情ニ鑑ミラレ特別ノ御高配相仰キ度此  
段及陳情候也

昭和十五年九月十九日

關西二府十七縣農會聯合會（兵庫縣農會内）

理事長 山 脇 延



外務大臣  
松岡洋右 殿

九月廿一日接受

S 1.5.0.0-1

552 2592



305

昭和十五年九月十七日開會（於兵庫縣會議事堂）

關西二府十七縣農會聯合會臨時總會決議

岐阜、靜岡、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、廣島、山口、徳島、香川、愛媛、高知

目次

S 1.5.0.0-1 553,2593

REEL No. A-0501

0320

アジア歴史資料センター

目次

- 一、新體制ニ關スル聲明
- 一、農業團體ノ統合ニ關スル要望決議
- 一、農業團體ノ機構ニ關スル要望決議
- 一、戰時食糧生産確保ノ爲農會活動助成金ノ増額要望決議
- 一、昭和十五年産米管理ニ關スル要望決議
- 一、米價基準物價規正運動ニ關スル方策決議
- 一、増産ヲ必要トスル主要食糧農産物中其ノ公定價格ガ生産費ヲ償フ能ハザル場合ノ對策ニツキ要望決議

554 2594-1

S 1.5.0.0-1

新體制ニ關スル聲明

近衛内閣ハ内外情勢ノ緊迫化ニ鑑ミ、高度國防國家ノ建設ト自主的外交ノ確立ヲ基調トシテ庶政革新ノ新體制樹立ヲ企圖シ組閣以來夙夜之ガ晝策ニ邁進シツ、アルハ吾等ノ深ク其ノ勞ヲ多トスル所ナリ

凡ソ國家ノ建設ニ當リ農業ヲ基礎トスルモノハ榮エ、又之ヲ顧ミザルモノハ亡ブコト古今東西ヲ通ジ皆其ノ軌ヲ一ニスル所ニシテ、我が建國ノ本義亦實ニ茲ニ由來シ、富國強兵ノ礎ハ數千年來牢固不動ノ尊農國是ノ上ニ涵養セラレタル美果ニ他ナラズ

吾人ハ國礎ヲ磐石ヲ固キニ置キ、國防ノ完壁ヲ期シ、國運ヲ伸長ヲ圖リ以テ東亞建設ノ眞目的ヲ達成スルヲ途ニ我ガ建國ノ大本タル農業ヲ基礎トセル新體制ノ實現ニアルヲ確信シ大ニ其ノ成果ヲ刮目期待ス

右敢テ聲明ス

昭和十五年九月廿七日

農業團體ノ統合ニ關スル關西二府十七縣農會聯合會

S 1.5.0.0-1 555 2594-1

農業團體ノ統合ニ關スル要望

決議

農業團體ノ統合問題ハ多年ノ懸案タリシニ拘ラズ各種ノ事情纏綿シ容易ニ其ノ實現ヲ見ザリシガ、今次新體制建設運動ニ伴ヒ農林行政機構ノ改革ヲ圖リ各團體ノ經緯情實ヲ一擲シ虚心坦懷之ガ統合ヲ圖ルヘキ絶好ノ機會ニ際會セリ  
政府ハ宜シク萬難ヲ排シ速ニ之ガ實現ヲ期セラレンコトヲ要望ス

556

2595

S 1.5.0.0-1

農業團體ノ機構ニ關シ政府及帝國農會ニ對スル要望

決議

一、農業ノ指導統制上郡ノ機關ハ極メテ重要ナル關係ヲ有スルヲ以テ農業團體統合案中ニ  
二、郡ノ必ズ郡團體ヲ系統機關トシテ規定セラレンコトヲ要望ス  
三、部落團體ノ地域ハ必ズシモ行政區域ニ拘泥セズ地方ノ實情ニ適應セシムルト共ニ法人  
化スル必要アル場合ハ法制上ニ特殊ノ考慮ヲ拂ハレタキコト  
三、金融以外ノ事業ハ中央地方ヲ通ジ一貫シテ統合セラレタキコト

S 1.5.0.0-1 557 2596

三

戰時食糧生産確保ノ爲農會活動助成金ノ増額要望

決議

事變勃發以來食糧増産ノ指導、農産物ノ集荷並ニ農業用資材ノ配給等農會ノ事業頓ニ激増シ、今ヤ各級農會及部落團體ハ之等國策事務ニ忙殺サレ現在ノ經費人員ヲ以テシテハ到底其ノ重責ヲ達スル能ハズ統後國策徹底上一大缺陷ヲ來ス虞アルヲ以テ來年度ニ於テハ是非共左記國庫助成ノ實現ヲ期スル様政府ニ要望スルト共ニ帝國農會ノ積極的運動ヲ要請セン

- 一、農會技術員ノ待遇改善。地位安定並ニ其ノ擴充ヲ骨子トスル制度ノ確立
- 二、市町村農會業務擔當委員手當ニ要スル經費ニ對スル國庫助成
- 三、部落農業團體活動促進助成金ノ増額

昭和十五年年度産米管理ニ關スル要望

決議

現下ノ食糧事情ニ鑑ミ昭和十五年年度産米ノ國家管理ノ擴大強化ハ必至ノ情勢ニアリ、既往ニ於ケル集荷配給ノ実績ニ徴スルニ遺憾ノ點尠カラズ、依テ之ガ統制上系統農會ノ機能ヲ更ニ一層活用スルト共ニ倉庫、金融、金利、倉敷、検査等ニ付適正ナル方策ヲ講ズル様帝國農會ヲ通ジテ政府ニ要望スルコト

（以下は非常に小さい文字で記載された詳細な決議内容と思われるが、読み取れず）

案

米糧管理委員會五年度ニ關スル決議

五

S 1.5.0.0-1 (550) 2598

S 1.5.0.0-1 558 2597

米價基準物價規正運動ニ關スル方策

決議

既往多年ニ亘ル農政運動ノ中心問題トシテ米價ノ他物價ニ比シ常ニ低廉ナルコトハ深ク遺憾トセル所ナルガ殊ニ事變以來諸物價ノ奔騰ニ拘ハラズ米價ハ統制法ニ依リ其ノ價格ヲ抑制セラレ爲ニ一般物價ト米價ハ甚シク均衡ヲ失シ生産者タル農家ノ犠牲尠ナカラズ、斯クテハ食糧増産計畫ノ遂行憂慮ニ堪ヘザルモノアルヲ以テ此際若シ米價ノ引上困難ナリトセバ米價ヲ基準トシテ生産資材其ノ他生活必需品ノ價格ト均衡ヲ得セシムル様規正スルコトハ事變下食糧増産ノ完遂ト國民生活安定ノ見地ヨリ極メテ喫緊ノ重要事ナリトス、仍テ本聯合會ハ左記方策ニ依リ政府當局ニ要望スルト共ニ全國輿論ヲ喚起高調シ之ガ目的貫徹ニ邁進セントス

一、帝國農會ニ於テ速ニ本運動實現ノ爲政府ニ要望並全國輿論喚起ニ關シ適當ナル方策ヲ講ゼラルル様要請スルコト

二、各級農會ハ此際各種會合其ノ他機會アル毎ニ輿論喚起ニ努ムルコト

三、各級農會農政係員ヲ以テ本運動ノ指導中心トシ機會アル毎ニ全農家ニ趣旨徹底ヲ圖ルコト

四、町村農會其ノ他關係機關ト緊密ナル連絡ノ下ニ輿論ノ強化結束ヲ圖ルコト

五、運動趣旨徹底ノ爲印刷物ヲ配付シ必要ニ應ジ講演會等ヲ開催スルコト

附帶決議

本運動ノ目的急速ニ實現シ難キ場合ハ減産防止ノ爲之ニ代ルベキ生産獎勵費ノ交付、生産資材ノ原價供給等徹底セル方策ヲ講ズル様政府ニ要望スルコト

決議

本運動ノ目的急速ニ實現シ難キ場合ハ減産防止ノ爲之ニ代ルベキ生産獎勵費ノ交付、生産資材ノ原價供給等徹底セル方策ヲ講ズル様政府ニ要望スルコト

七

S 1.5.0.0-1 561 2600

S 1.5.0.0-1 560 2599

増産ヲ必要トスル主要食糧農産物中其ノ公定價格ガ生産  
費ヲ償フ能ハザル場合ノ對策ニツキ要望

決 議

主要食糧農産物中其ノ公定價格生産費ニ達セザルモノ尠カラズ、依テ之ガ増産ヲ期スル爲  
生産獎勵費ノ交付、生産資材ノ原價供給等適切ナル方策ヲ講ズル様帝國農會ヲ通ジ政府ニ  
要望スル事ヲ決シ、茲ニ其ノ要望ニ對シテ、本會ニ對シテ、  
本會ニ對シ、自由農産ニ對シ、農子聯合ハ高價買取ノ事ニ對シ、本會ニ對シ、  
本會ニ對シ、自由農産ニ對シ、農子聯合ハ高價買取ノ事ニ對シ、本會ニ對シ、

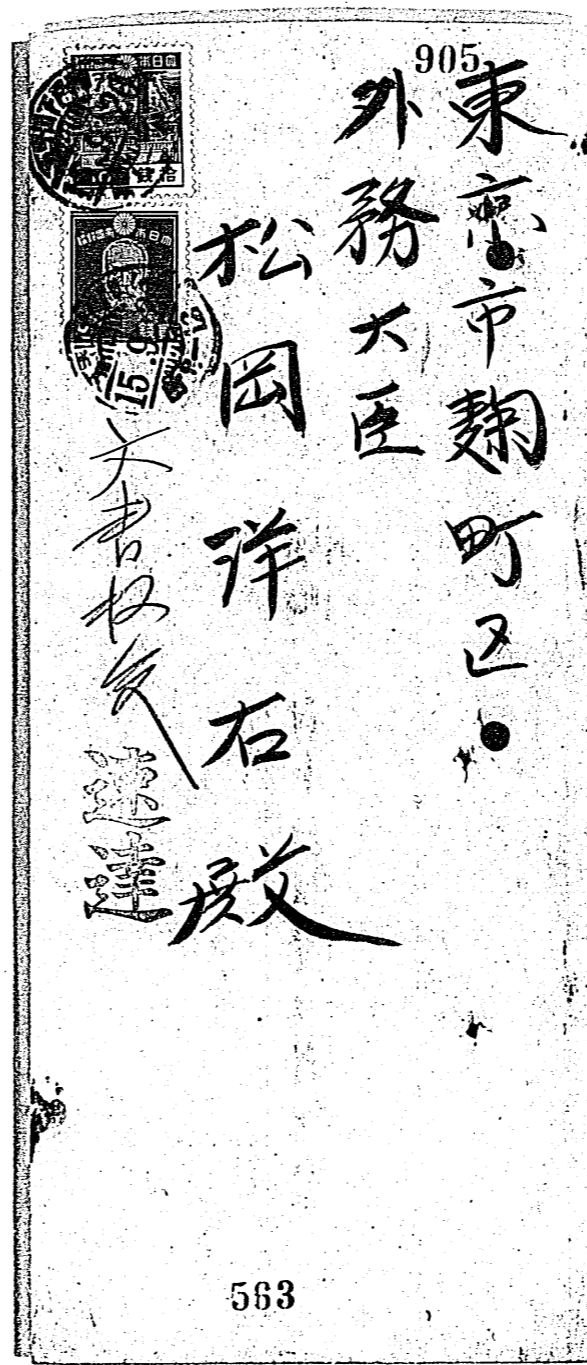
附 帯 説 明

- 一、 農産物減價補助ノ費用補助ノ額ハ、本會ニ對シ、  
四、 山林農會其ノ他關聯機關ノ補助費ハ、本會ニ對シ、  
五、
- 二、 谷類農會、農産物減價ノ事ニ對シ、本會ニ對シ、  
三、 谷類農會、農産物減價ノ事ニ對シ、本會ニ對シ、  
二、 谷類農會、農産物減價ノ事ニ對シ、本會ニ對シ、

S 1.5.0.0-1 562,2601







905

昭和

年

月

日



關西二府十七縣農會聯合會

神戸市神戸區下山手通四丁目  
兵庫縣農會内  
電話(組合)四〇四二・四八四九  
電略(カン)又ハ(カ)

567

REEL No. A-0501



905

電信課長

大臣

次官

東亞 歐洲 米商 通約 情報 文書 調查 人典 儀典 會計 會計 祕書官

寫送先

分類 15.0.0.1

昭和15 二八九七七 平 壽府 九月二十二日後發 情  
本省 二十二日夜着

松岡外務大臣 小林局長代理兼總領事

第三二九號

二十日「ナシヨナルツァイツング」紙社説

蘇聯紙ノ日本ノ新體制運動ニ對スル極メテ皮肉ナ態度ハ日本ノ佛

蘭西植民地支配及支那ノ敗北ヲ意味スルカ如キ東洋ノ平和ヲ承認

セストノ蘇聯ノ意嚮ヲ示シ居ルモノニシテ歐洲ニ於テハ巴爾幹ヲ

危險ノ中心地トシテ非難ナ不安ヲ以テ注視シ居ルモ蘇聯紙カ亞細

亞ノ事態ヲ警戒シ居ルハ明カナリ(了)

本邦内政事務

外務省

S 15.0.0-1

2602 565

分類 15.0.0.1

905

文書課長

閣情編第六九號

昭和十五年九月三十日

手白 延 氣 増 三 孫

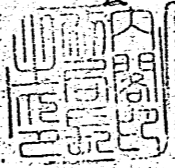
内閣情報部長

内閣印刷局長

外務次官心得大橋忠一殿

週報臨時號「新體制早わかり」發行ニ關スル件

今般新體制モ愈々準備ヲ了シ大政翼賛運動ノ正ニ展開セラル、ニ際シ週報特別臨時號（十月七日）ヲ以テ「新體制早わかり」を發行シ新體制ヲ必要トスル理由、大政翼賛會ノ組織性格等全般ヲ解説シ國民一般ニソノ趣旨ノ徹底ヲ圖ル事ト相成リタルニ就テハ貴廳ニ於カレテモ廳員並ニ關係各方面ニ夫々周知方可然御取計相煩度併セテ政府ノ綜合パンプレットタル「週報」「寫眞週報」ノ積極的普及並ニ利用ニ付コノ機會ニ一層ノ御配慮願度此段及御依頼候



S 15.0.0-1

2603

566



省内通知

重松 文書課長

各局 部 課長 殿

週報臨時號「新體制早わかり」發行ニ關スル件

本件ニ關シ別紙寫ノ通内閣情報部長、内閣印刷局長ヨリ通知有之タ  
ルニ付貴課員ニ周知方御取計相成度

S 1.5.0.0-1 2604-567

閣情報編第六九號

昭和十五年九月三十日

内閣情報部長  
内閣印刷局長

外務次官心得 大橋 忠一 殿

週報臨時號「新體制早わかり」發行ニ關スル件

今般新體制モ愈々準備ヲ了シ大政翼賛運動ノ正ニ展開セララルルニ際  
シ週報特別臨時號（十月七日）ヲ以テ「新體制早わかり」ヲ發行シ  
新體制ヲ必要トスル理由、大政翼賛會ノ組織性格等全般ヲ解説シ國  
民一般ニソノ趣旨ノ徹底ヲ圖ル事ト相成リタルニ就テハ實應ニ於カ  
レテモ應員並ニ關係各方面ニ夫々周知方可然御取計相煩度併セテ政  
府ノ綜合パンフレットタル「週報」「寫眞週報」ノ積極的普及並ニ  
利用ニドコソ極力一層ノ御配慮願ヒ度及御依頼候

S 1.5.0.0-1 2605  
568

905

人事課長

昭和十六年十二月三日

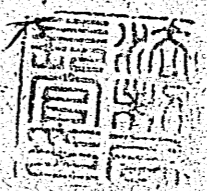
法制局長官 森山 鏡

昭和十六年五月四日

南洋局

第一課

外務省官殿



許可認可等行政事務處理簡捷令第二條第一項ノ規定ニ依リ閣令ヲ以テ指定スベキ法令ノ件

施行ノ可キ行政事務處理簡捷令第二條以下ノ規定ハ昭和十七年一月一日施行ノコトト相成居候處貴廳所管法令ニシテ同令第二條第一項ノ規定ニ依リ閣令ヲ以テ指定スルヲ適當ト認メラルモノニ付法令名(法令一部ヲ指定スル場合ニ在リテハ關係條項ヲ掲グルルコト)折返シ御回示

相成度

第三條以下ノ規定ノ適用ナル國家總動員法又ハ御回示ニ係ル閣令ヲ以テ指定スルヲ適當トスル法令ニ付第三條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ閣令ヲ以テ第三條第一項ノ適用ヲ除外シ又ハ第三條第一項ノ期間ニ對シ特例ヲ設クルヲ適當ト認メラルモノ有之候ハ併セテ御回示相成度

御回示相成度

S. 1.5.0.0-1 569 2606

905

公	信	案
外	務	省
勅令第二條第一項ノ規定ニ依リ指定ヲ要スト認メラル ルモノ無之ニ付此段及回答候		

日本標準規格B5) S 1.5.0.0-1 52608 571

905

主信	附甲	附乙	附丙	附丁	備考
東亞局 第一課長 人事課長 南洋局 第三課長					
文書課發送 昭和十六年十一月十八日發送					
主 管 條 約 局 長					
條 約 通 達 第 一 三 七 七 號					
昭和十六年十一月十八日 日附 附屬 ナシ					
主 任 第二課長					
淨書 (最上) 正校 (原稿)					
西 外 務 次 官					
先付送寫 名 人 信 受					
森山法制局長官					
名 人 信 發					
西 外 務 次 官					
名 件 錄 記					
件 許 可 認 可 等 行 政 事 務 處 理 簡 捷 令 第 二 條 第 一 項 ノ 名 規 定 ニ 依 リ 閣 令 ヲ テ 指 定 ス ベ キ 法 令 ノ 件					
本 件 ニ 関 シ 昭 和 十 六 年 十 二 月 三 日 附 貴 信 ヲ テ 御 申					
越 々 趣 諒 承 然 ル ト コ ロ 當 省 所 管 法 令 中 ニ ハ 本 件					
公 信 案 外 務 省					
(日本標準規格B5) S 1.5.0.0-1 570 2607 84					